

# 令和5年度課税（令和4年中収入）分 住民税、国保税、介護・後期高齢保険料申告受付について

今年も上記申告の時期を迎えました。

税金は、健康で豊かな生活を実現するために、国や地方公共団体が行う活動の貴重な財源です。町民の皆様も、深い関心を持ち、正しく理解し、適正な申告と自主納付に一層ご協力をお願いします。

## 感染症予防対策にご協力ください

各申告受付会場で感染症予防対策を徹底します。

**申告の際は、マスクの着用、手指消毒、少人数（原則1人）での入場にご協力ください。**

以下の項目に該当する人や体調の悪い人は、申告を受付けることができませんので、事前にご確認のうえ日程の変更をお願いします。

- ・体温が **37.5度** 以上ある人
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた人又はその疑いがある人と濃厚接触した人
- ・海外や感染拡大地域の人と接触した人
- ・海外や感染拡大地域を訪れた人

## 申告に必要な物

- ・身分証（マイナンバーカード、運転免許証、医療保険の被保険者証等）
- ・受付票、通帳（所得税の還付請求をする方のみ）
- ・収入を確認できる書類（給与や年金の源泉徴収票等）
- ・各種控除証明書（生命保険料や地震保険料、国民年金保険料等）
- ・その他、個人で申告に必要な物

## 申告をしないと・・・

申告は、上記税（料）の課税資料となるだけでなく、肝付町を含め様々な行政機関における交付や、判定を受ける際の資料となります。

もし申告をしないと、「国民健康保険税の軽減が受けられない」、「必要な証明書が発行できない」、「手当ての交付が受けられない」等の不利な扱いを受けることがありますので、必ず申告してください。

## 申告をしなくても良い方

下記に該当する方は申告の必要はありませんが、令和4年中に家事消費のみの農業や、譲渡所得（土地・建物の売却収入）があった方は申告をする必要があります。

### 給与収入のみで、事業所（会社）にて年末調整を受けた方

年末調整時に16歳未満の扶養親族を申告し忘れた場合は、住民税の申告が必要です。

### 公的年金収入のみの方

ただし、以下に該当する方は申告が必要です。

- ア．年金を2ヶ所以上から受給していて、その収入合計額が400万円以上である方
- イ．生命保険料や地震保険料、医療費控除等各種控除を受けたい方
- ウ．障害年金や遺族年金等の非課税収入のみの方

### 確定申告をした（する予定の）方

確定申告期間内に税務署にて確定申告をした方は、後日国（税務署）から町へ申告書が送付されますので、別途住民税の申告をする必要はありません。